

薩農第1598-24号
令和6年12月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

薩摩川内市長 田中良二

市町村名 (市町村コード)	薩摩川内市 (46215)
地域名 (地域内農業集落名)	藤本 (大平,上藤本,菖蒲ヶ段,草木段,下牛鼻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- (1) 当地区の75歳以上の農業者の耕作面積等は6.2haであるが、65歳以上の農業者の状況を見ると、耕作面積は10.1haで、後継者未定により今後の耕作者が不在となる状況になれば、荒廃してしまう可能性があると考えられる。
- (2) 限られた耕作者が地域農業の担い手となっており、土手の草刈りや水路の管理等も大変な状況である。
- (3) 基盤整備をした所でも一筆当たりが狭く、段差があるため、大型機械が入りにくい。
- (4) 畑が少ない。
- (5) 後継者が少ない。
- (6) イノシシ等の鳥獣被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 藤本地域の農地利用は、地域農業を担う4経営体が担うほか、入作を希望する農業者の受入れを促進することにより対応していく。
- ・水田については、需要に応じた主食用米の作付と、適地適作を基本とした作物の作付を推進しながら、水田活用の直接交付金を有効に活用し、作物生産の維持・拡大を図りながら農業における所得向上を目指す。
 - ・米を主要作物としつつ、新規作物の導入を検討しながら、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
 - ・地域外からも希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
 - ・被災状況等を即時に把握できるような連絡体制を構築する。
 - ・水路清掃や畦の草刈等などの、農作業の省力化を図るための新たな取組を検討する。
 - ・米以外の収益性の高い園芸作物の生産、特産加工に向けた取組を図る。
 - ・経営の研修会を実施し、儲かる農業への取組を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

主に中山間地域等直接支払交付金制度に基づく集落協定や多面的機能支払交付金制度の活動対象に組み込まれた区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当該区域のうち、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払制度の対象農用地については、保全組合による定期的な話し合い活動を行うこととし、農業を担う者である認定農業者等への農地集積を図るほか、入作を希望する農業者の受入れを促進する。

また、農業を担う者への農地集積を円滑に行えるように、生産条件の改善や新規作物の導入等を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地バンクに貸し付けていく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクを通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

中山間地域等直接支払交付金制度等の各種補助事業を活用し、水路・農道等の適正な維持管理を進めるほか、農業の生産効率の向上を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携しながら、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業については、農業公社等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

集落戦略等を活用し、侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等を再確認し、地区を主体とした被害防止対策の構築に取り組む。